

齋藤潮教授からの意見

海岸という空間の人間生活上の意義

(海岸はレジャーランドではない)

1. 「〇〇を求める人のため」と称して特定の用途に対応させた装置・施設を配置することこそ、多様な遊興のニーズに応えることだという前提が、レジャーランドにはあるようです。そこでは、ある種のアクティビティの人氣が落ちれば、新たな施設へと更新して命脈を保ち、そのコストを入園料でまかなうというのが、経営の基本です。
2. いっぽう、野山や海浜は、元来、遊び方を自分で工夫する場所であって、アクティビティは、その土地固有の地形条件、自然条件に従うことが基本だと考えられます。海の家など、アクティビティを支援する施設も、一定の季節における仮設的なものであって、それが経営上も合理的なのです。オフシーズンには、工作物のない、元々の海岸景観を目にすることができるということが、自然の姿の経験にあって、重要なのです。
3. 都市や集落は、住み心地を高めようとする人間の欲求のために極度に人工化された環境を有していますが、同時にそこには、人間社会のしがらみ、様々な思惑、時として喧噪にも似たサービス精神といった副産物も含まれています。そうした人工的な環境からひととき離れて、心身をリフレッシュさせる場所として、野山や海浜は重要なのです。この人為的で都市的な環境と自然的環境の対比的な経験こそが、昨今、しばしば多様性が強調される人間の欲求に照らしても、根元的な意味をもっているのです。
4. 元来、自然の営為によって形成される海岸独自の特徴を、人々の現代的な好みに応じた空間へと人為的に置き換えていくなら、それこそ、すべてを都市的な人為的環境にむけて一元化していくということになります。つまり、人々は、人為に満ちた環境からひとときも抜け出せなくなってしまうのです。
5. すなわち、海岸は、幾種類かに分類された「多様な」アクティビティに対応させて、様々な施設や装置を配置する場所として位置づけられつつあるようにみえます。しかし、レジャーランドなら施設更新をしてニーズの変化に対応するところ、公共ベースではそれは困難ですから、いずれ、見向きもされず、メンテナンスもままならない、廃墟のような空間を海岸に残すことになり、安全管理上も大きな問題となるでしょう。
6. 自然の磯であれば転落防止の柵類が不要であるところの海岸でも、ひとたび整備の手が入れば、管理瑕疵を免れるために必ず柵類は必要とされ、工作物の多い、煩雑でぶざまな海岸景観を創出することになりがちであることにも留意しなくてはなりません。

海岸整備の基本的立場について

(海岸は最小限の人為的改変にとどめ、むしろ住まい方を工夫すべきこと)

7. 以上を総合すると、海岸の人為的な「整備」は最小限にとどめるとというのが、もっとも無理のないことになります。少なくとも、海岸埋立の代替措置や免罪符として、海浜づくり、磯づくりが位置づけられるなら、それは大きな矛盾をはらんでいます。自然のものをわざわざ人工化して、それを自然に似せようというのですから。
8. 海岸の自然的状態を変更するもっとも納得的な理由は、背後地の塩害、潮害の緩和であろうと思われます。ただし、これも、従来のように、海岸自体の空間の変更に防災の一切を押しつけることでは、激浪時に安全で日常は快適な海岸環境を根本的には創出できないでしょう。今後は、海岸に住む以上は、建築のあり方や避難場所の配備など、住まい手としての独自の防災の工夫を背後地ですすめるということも必要となると思われます。海岸の防災施設ひとつによりかかって、住まい手自身を丸腰にすることは、より大きな潮害において、かえって住民を危険にさらすことになるでしょう。そのようなことのないように、背後地の居住環境づくりにも防災の観点を導入すべきです。あわせて、堤防より背後にはほとんど一滴も海水を漏らさないというような過度な防護条件にとらわれず、背後地側の排水システムや、冠水した場合の代替道路の有無と連携した柔軟な防災計画を展開すべきだと考えます。
9. 元来、海岸の一部に防災対策の一切を押しつけることが、大がかりな構造物の導入をもたらし、海岸を景観的にも不自然にし、利用面からも多くの矛盾をもちこむことになったという、そもそもの発端に立ち戻って考えなくてはならないのです。背後地と連担した海岸防災システムの模索が必要です。

空間づくり・景観設計の問題

(キャッチフレーズに左右され、海岸の普通の有りようが見えなくなっていること)

10. 海岸利用に配慮するという言い方について

海岸利用に配慮するというキャッチフレーズによって、海岸は、階段護岸、多目的広場、遊歩道といった堅牢な構造物・空間で置き換えられていきました。護岸の天端高と浜の落差が大きな海岸でも、十数段におよぶ要塞のような階段護岸を連続させて、海岸全体をきわめて無骨な印象に変貌させてきたという事実があります。たとえばテキスタイル工法と植栽を用いた土手のような柔構造では全く対応し得ないのかどうか、研究をすすめるべきではないでしょうか。

また、多目的広場と称するものがしばしば導入されてきましたが、その役割は海岸では砂浜それ自体に与えられるべきであるのに、わざわざ大規模な構造物を導入し、派手な舗装を施して、(港湾ではなく)海岸という独特の空間のもちうる静かな環境を都市的に複雑なものに変貌させてきました。散策の便宜を図るという遊歩道もしばしば、派手でしかもまちまちな舗装材で固められ、海岸に景観的な喧噪をもたらしてきたのです。

11. 景観に配慮するという言い方について

景観に配慮するというキャッチフレーズは、コンクリートを反自然的材料であるにとらえ、それをペイントしたり、あるいは擬岩型砕工法を採用したり、イラストを描いたりすることをよしとしてきた傾向もあります。あるいは、直線は反自然的であるという考え方にたち、護岸法線をいたずらにうねらせたり、階段ブロックに曲線をもちいたものを採用することによって、欠点が克服されるのだとしてきたようです。

これらのことによって、かえって作為が表立ち、海岸の景観に喧噪をもたらしてきたという問題が表面化しているように思います。

12. 環境に配慮するという言い方について

環境に配慮するというキャッチフレーズは、いとも簡単に生物種の多様性というキーワードに置き換えられました。本来、より広域的に見て生物種の多様性は語られるべきであるのに、もともと磯場でもなく、生物種がそれほど多様でもなかった箇所を人為的に磯場化することすら、環境に対する妥当な対応であるとみなされてきています。また、こどもの自然教育の現場としての意義が唱えられることもあります。そこでは、この海岸はどのような自然条件によってかく成り立っているのかという広域的、本質的理解を軽視して、箱庭的な閉じた自然学習の道具にすり替えることを良しとすることがしばしば見受けられるのです。また、これらが、海岸埋立によって元々の磯場を失うことの代替措置としてとられることが多いという矛盾に、もっと目を向けるべきだと思います。

13. バリアフリーについて

バリアフリー重視という言い方ができると、実に安易にスロープを設け、手すりを巡らすという事態が生じました。身障者は身障者である前に、健常者と同じように人間としての感性をもっていて、工作物でうるさく覆われていない海を眺めたいという欲求は当然あるだろうということを全く無視しているかのようです。介添者がなくてはそもそもそこに来られないだろうというような人里離れた海岸にも、身障者単独で移動することを頭からの前提として、基準どおりにスロープや手すりを配備する傾向もみられます。あたかも、バリアフリーに配慮しているという行政的行為を喧伝するか、予算積み上げの手段としてこのことを利用しているかのようにも見えるほどです。しかも、どのような位置にどのように設計すれば、利用上も景観上も無理なくおさまるのかという専門的にして柔軟な空間計画・デザインの詰めも行われていないようです。そのため、海岸は、あちこちで階段護岸とおさまりの悪いスロープと柵類による錯綜した空間へと変貌しています。

空間計画・設計・施工システムの問題

(以上、わが国における海岸整備の問題点を、景観論をベースに関連分野にまでわたって見てきました。これらは、空間計画・設計・施工システム自体にもその原因の多くがあるということにも注意する必要があります)

14. 委員会方式の限界

公共事業の計画・設計のための調査という位置づけで、委員会が組織されますが、委員会方式では、事務局の原案に対して意見を単発的に表明する機会を与えられても、設計の最終的な結果まで見届けられることはほとんど不可能です。委員会での議論は、年に2～3回で、一回あたり2～3時間ですから、設計の細部まで到底詰め切れるものではありません。

委員も自らの提案が、海岸なら海岸で現実的にうまくおさまるようにどうしたらよいかのフォローをする責任は追及されないもので、良い意味では自由に、悪い意味では思いつきで無責任な発言をすることになります。そうして、そのような意見に対して、主催者である行政とコンサルタントは、膨大な時間をかけてどのように対応するかを協議させられているのですが、それはあくまでの報告書の文面のとりまとめのためといってもよく、よりよきデザインのために具体的にどうすべきかということを検討する時間はあまりありません。

委員会終了後、実施設計から施工に至るまでの期間に、行政担当者は配置換えとなり、決定事項（それが永遠に妥当かどうかは別として）が引き継がれるかどうか怪しくなります。

このような委員会方式とは別に、長期にわたって設計の細部を詰め、また、施工の際の現場対応を現実的にフォローをしていくためのワーキングを設けることが打開策のひとつとして考えられます。

15．施工段階における問題

委員会と調査設計事務所が主体となって整備計画をすすめたとしても、実施設計それ自体は、委員会委員の知るところとなることは少ないのが現実です。公共事業では、業者間の不健全な癒着を阻止するという名目で、設計と施工は分離独立することが建前になっており、施工監理というシステムもあります。いきおい、実施設計にかんする権限の多くは、現場の工事事務所に与えられて、材料の選択や細部のおさまりなどは、工事事務所の裁量で決められています。その段階で、事務所の担当者や責任者が、自らの好みや、材料メーカーからの材料採用の陳情などによって、委員会では詰めきれなかった細部を決定していくことになります。こうして、委員会に（景観）設計について経験のある専門家がいたとしても、施工段階にまでそうした専門性はなかなか継承されません。その意味でも先に述べたワーキングの制度は重要な意味をもってきます。ただし、その構成メンバーや人材をどうするかが最大の問題です。

16．市民意見と専門家の役割

市民の意見をできるだけ採り入れるべしという声が大きくなってきています。一部の専門家と称する人間の意見だけでものごとが決められるように見え、使い手である市民の意見が反映されないのはおかしいという見解です。これは一応もっともだとも思われますが、だからといって市民の個別の意見を必ず取り込んだものにしないでほしいとするのは早計だと考えます。

市民が、世界各地で実現している様々な事例についての情報を持ち、設計の基本的考えや、長所短所を理解した上で、われわれのところではどのように工夫してはどうかという意見を表明するのであればそれほど問題がありません。しかし、限られた情報の中からともかくも今、自分が好きなもの、ほしいものを提案しているのであれば、話が違ってきます。なにしろ、作ってみてダメならすぐに交換するというのがしにくい種類の仕事ですから。

ついでに、市民の個別の意見を斟酌し、あるいは問題点などを分析し、全体として、あるいは細部をどうおさめるかについて検討するという専門家の役割を捨象することはできません。専門家にもいろいろあって、著名とされる一部の人間の言動が問題である場合もありますから、これを全面的に信頼してよいかが冷静に判断しなくてはなりません。同時に、市民にも情報を広く提供して、勉強してもらわなくてはなりません。それが望ましい市民参加であり、情報公開であると考えます。

17．景観設計の専門家の役割

景観設計の専門家の役割は、構造物のお化粧や色彩の提案をすることではありません。海岸においては、日本人の原風景としての海岸の位置づけを整理し、その土地における海岸と人々の生活との関係の歴史を読み解き、その土地固有の地形、植生などの自然的特色を尊重した上で、人々の今日的な利用の欲求をどのように整理すべきかを様々な議論をとおして、大きな展望をもって検討することにあります。さらに、利用上も強引さや無理がない方向へむけて、海岸全体としての空間のまとまりや、アースデザイン、構造物細部のおさまり、植栽、導入される材料の選択などについて総合的に検討をするということにあります。

18．海岸工学の専門家と景観設計の専門家

海岸防災のための海岸工学の知見と景観設計のための知見は、今日、まだ別個に扱われています。海岸工学的見地から構造物の規模、配置がまず決められ、格好の悪いところは景観設計の知見をもってなんとか覆い隠してくれればよいというのがほとんどの検討順序です。いかに格好がよくても海岸工学的に欠点が多いのでは困るという指摘はもっともですが、海岸工学的検討と、景観設計（土地造形を含む）の検討をはじめから相互交流させる場と時間が与えられれば、今までのような、全体は無骨で、表面的にお化粧を施したような奇妙なものは生まれにくくなると思います。